

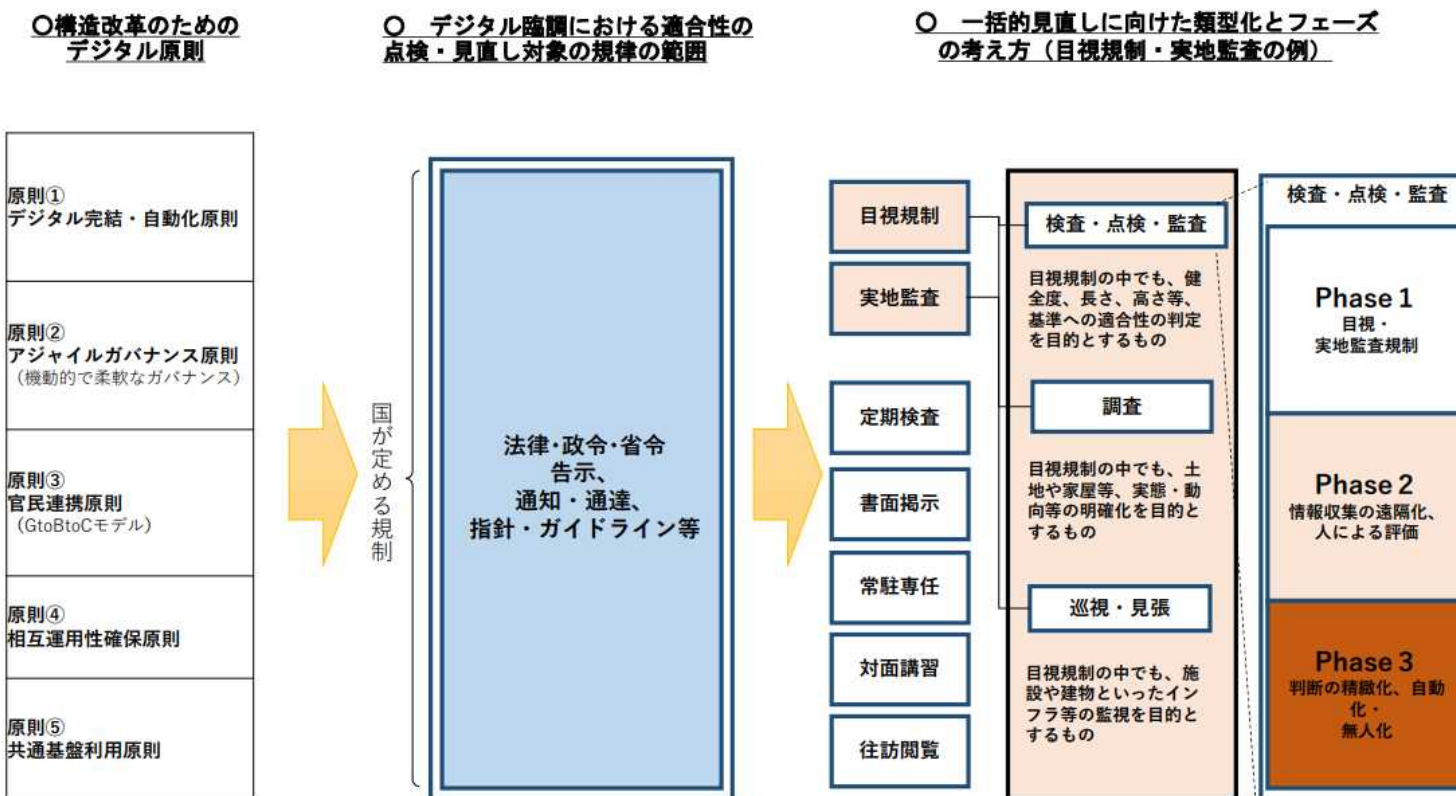
# 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案」(労働安全衛生関係)の概要について(諮問)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

# デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業について

- 令和4年に、7つの代表的なアナログ行為（目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧縦覧）を求める規制に該当する法令の条項について、令和3年12月にデジタル臨時行政調査会が策定したデジタル原則への適合性の点検が実施された。
- デジタル原則に適合していない法令の条項について、条項ごとに令和5年度中、令和6年6月など個別の見直し期限を設定した工程表が令和4年12月に策定された。
- 工程表においては、各条項について見直し後に目指すべきデジタル技術の活用度合いに応じたフェーズが定められている。

## デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業



令和4年10月27日：デジタル臨時行政調査会（第5回）資料2「デジタル原則に照らした規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について」より

※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

# 省令改正が必要な書面掲示規制への対応

- 都道府県労働局長の登録・指定を受けることとされている、以下の登録機関及び指定機関については、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）において、登録又は指定があった場合や登録・指定事項に変更が生じた場合等に、都道府県労働局の掲示板にその旨掲示することとされている。
- 工程表（書面掲示）においては、これらの規定について、見直し後フェーズ：3-4（次頁参照）を目指すこととされたため、デジタル完結を基本とするよう見直す必要がある（見直し期限：令和5年度中）。

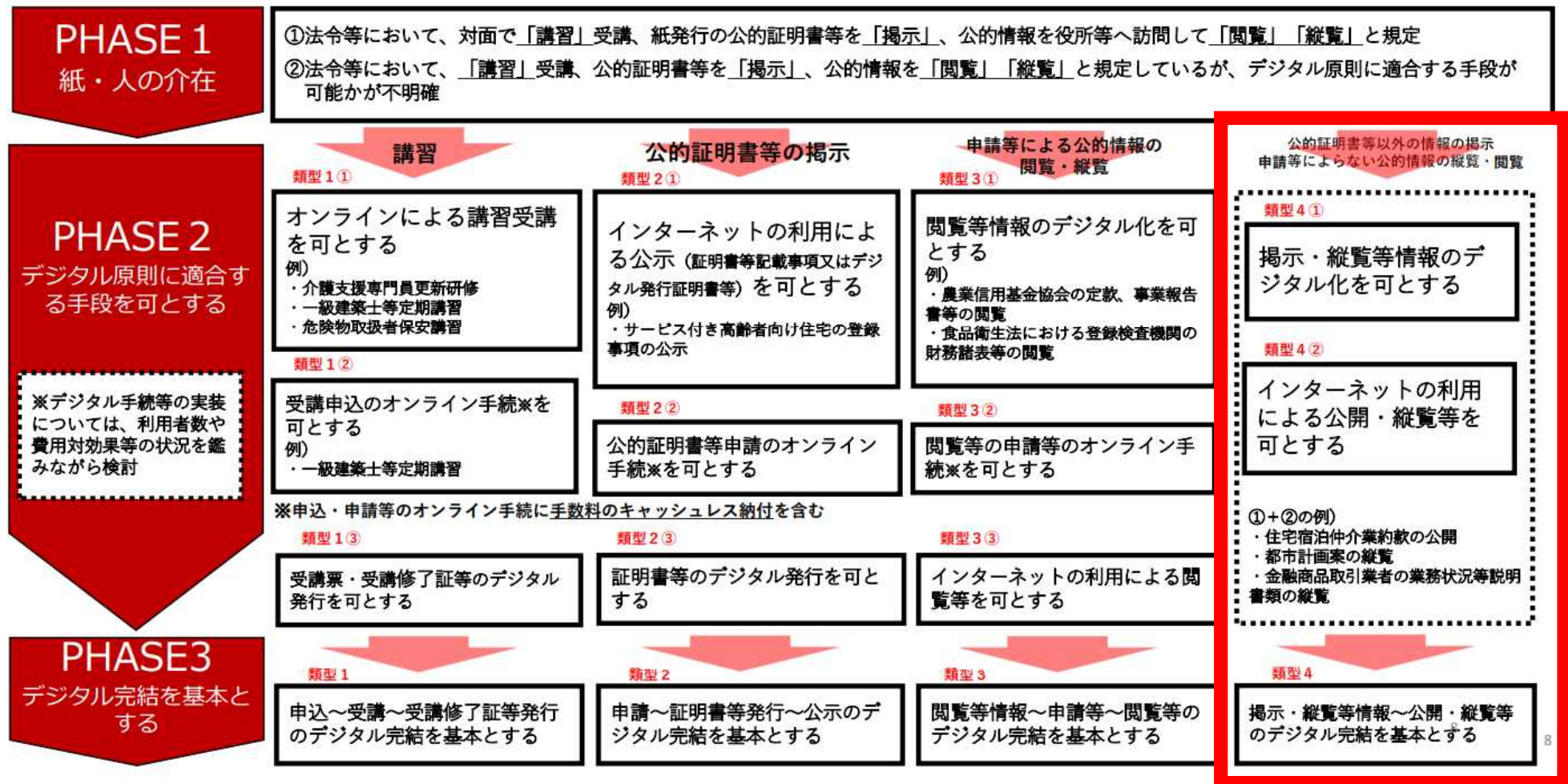
法令名	条項	規制内容の概要	現在 Phase	見直し後 Phase
登録省令	第1条の2の2の15	衛生工学衛生管理者講習機関の登録等に係る掲示義務	1-	3-4
登録省令	第1条の2の15	安全衛生推進者等養成講習機関の登録等に係る掲示義務	1-	3-4
登録省令	第19条の24の31	発破実技講習機関の登録等に係る掲示義務	1-	3-4
登録省令	第19条の24の46	ボイラー実技講習機関の登録等に係る掲示義務	1-	3-4
登録省令	第81条	労働災害防止業務従事者講習機関の指定等に係る掲示義務	1-	3-4
登録省令	第95条	就業制限業務従事者講習機関の指定等に係る掲示義務	1-	3-4
作環則	第51条	作業環境測定士資格に係る登録講習機関の登録等に係る掲示義務	1-	3-4



# 書面掲示の類型化とフェーズについて

- 前頁に掲げた条項については、書面掲示規制のうちの「類型4」に分類されており、PHASE 3：「**掲示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする**」とする必要がある。

## 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)



# 省令改正案の概要等

## 省令改正案の概要

- 以下の各機関について、都道府県労働局長による新規登録・指定があった場合や省令に規定されている登録等に係る事項（名称、代表者等）に変更が生じた場合等に、**都道府県労働局の掲示板にその旨掲示するものとされているところ、都道府県労働局のウェブサイトに掲載するものとする。**

- 衛生工学衛生管理者講習機関（登録省令第1条の2の2の15）
- 安全衛生推進者等養成講習機関（登録省令第1条の2の15）
- 発破実技講習機関（登録省令第19条の24の31）
- ボイラー実技講習機関（登録省令第19条の24の46）
- 登録教習機関（登録省令第25条の3第2項）（ ）
- 労働災害防止業務従事者講習機関（登録省令第81条）
- 就業制限業務従事者講習機関（登録省令第95条）
- 登録講習機関（作業環境測定法施行規則第51条）

（ ）登録省令第25条の3第2項については、工程表には掲載されていないが、他の規定と同様の内容であるため、併せて見直しを行うものである。

## 施行日等

- 公布日：令和5年12月下旬（予定）
- 施行日：令和6年3月31日（予定）